

午後1時00分 開会

傍聴人1名入室

議長あいさつ

1. 議会基本条例検討協議会の周知について

【河崎会長】 前回、山本委員から提案があった。事務局で調査をしたので、その結果を報告する。

【議事担当係長】 提案のあった広報配送ルートを活用しての自治会掲示板へのポスターの掲示依頼については、年度の配布計画があり、枠を超える場合には追加料金が必要となり、基本的には予算対応が必要である。

広報やまとの掲載については、6月15日号、7月1日号では掲載スペースをつくることは困難であり、議会は独自の広報手段を持っているので、それを優先していただきたいとのことであった。

昨日、議会報編集委員会が開催され、4面に6月以降の本協議会の開催予定を掲載することとなっている。

【河崎会長】 自治会の掲示板への掲示は予算が必要なので今年度は無理である、広報やまとはスペースをつくることは困難であるとのことであり、これを受けて議会だより6月1日号に本協議会について掲載し、市民への周知を図るという提案であり、正副会長もそれがよいと考えているが、委員から意見等はあるか。

【山本委員】 自治会掲示板への掲載は、委員が各自治会の会長のところに持参し、お願いした場合の掲載の許可不許可は確認していないのか。

【河崎会長】 この件は正副会長で協議した。自治会へのポスター掲示は市内に大々的にアピールしていくことであり、今後条文がある程度まとまった段階で、市民を対象にフォーラムを開いたりした時にポスター掲示などが必要になるのではないかと考える。その時のためにとっておいてもよいのではないかと考える。今回議会だよりでも周知することに加えて、ポスター掲示をすることについて、各委員がどう考えるかを議論したい。

【山本委員】 既存のルートで配送するには予算が足りないから駄目だと言われたので、それならば予算をかけない方法で行いたいとの趣旨で確認した。現段階で本協議会開催の周知手段として自治会掲示板が適切かは、各委員と議論したい。

【赤嶺委員】 A4の紙でつくって、皆で自治会長に依頼に行けば、1日で済む話ではないか。

【大波委員】 現在152の自治会があり、それを各委員でやるとして1人15自治会程度となる。それぞれ自治会長が在宅しているのを確認してお願いすることになり、簡単にはいかない。議員もそれぞれの活動がある中で、そこまでやる必要があるのか疑問である。絶対に周知が必要な場合はよいが、現段階でそこまでする必要はない。

【井上委員】 自治会の掲示板への掲載は自治会長の許可が必要である。それを考えると条文がある程度できあがった段階で検討するのが一番よい。現段階では早いと考えるがどうか。

【山田委員】 議会改革に議会が真剣に取り組んでいることのアピールは大事であると

考えるが、議会日より5月1日号に設置について掲載され、6月1日号でも日程について掲載される。議会ホームページにも掲載されている。現状では第1段階としての周知はできている。自治会の掲示板への掲載は簡単にできるものではない。1自治会に掲示板は1つではない。それだけの労力をかけても本協議会の日程を掲示板に貼っていただく必要があるのかを考えると、協議会開催の度にやるほど簡単な労力ではない。もっと段階が進んで、こちらがある程度まとまった意見を出して、それに対して市民の前向きなご意見が聞ける段階になった時に、再度この場で議論をして決めたほうがよい。

【河崎会長】 加えて、議会に関心を持っていただくという意味では、本協議会だけではなく、各定例会や委員会、一般質問への呼びかけというところでは、県議会は定例会の傍聴を呼びかけるポスターをつくっている。この協議会のことだけでポスター掲示することは、今回は見送りたい。各委員はそれぞれホームページを持っているので、その中で発信していく、直接傍聴を呼びかけるなどをしてもらいたい。

【中村副会長】 広報は大切なことであるが、傍聴に来てくださいというだけが広報ではない。むしろ議員が市民と直接話をして、市民の意見を吸い上げてきて、この場で協議することが重要である。そのために多くの時間を使いたい。今回は議会日よりホームページへの掲載とともに議員個々でも広報することでよいのではないか。

【窪委員】 議会日より8月1日号にも掲載するようになっていけばよいのではないか。

【河崎会長】 この時こそは市民に来てほしいという時があるはずで、その時に全力をあげたい。了承してもらえるか。

全 員 了 承

【窪委員】 県議会では定例会の傍聴をポスターで呼びかけているとのことだが、そういうことを自治会掲示板に掲載することをお願いするなど、今後の課題として検討していったらよい。

【河崎会長】 来年度に向け、そういうことも検討していく必要はある。

2. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 前回、議会基本条例に盛り込む要素案の分類について、意図と違うなどの意見をもらい、それを反映した新しい分類表を資料として配付している。これについて、事務局から説明する。

※議事担当係長から、資料について、前資料との変更点について説明。

【河崎会長】 他に何か変更したい事項はあるか。

【山田委員】 この分類には、昨年、公明党から代表者会に議会改革に関する提案として提出され、議会基本条例を検討する組織で検討することとされた事項が2つ入っているので、削除をお願いしたい。48と71である。あえて基本条例に盛り込むべき事項ではない。

【河崎会長】 この2点は削除する。今後の削除追加についてはどのようにするか。事務局から案を説明する。

【議事担当係長】 今後、番号があまり移動すると議論しづらくなる。1つの案として、削除されたものは欠番または二重線を引き、新しく項目が出てきた場合は枝番をつける

ことでの処理を考えているが、どうか。

【河崎会長】 削除時に欠番にするのと、二重線を引き削除日がわかるような形態にするのと、どちらがよいか。削除部分が見えたほうが後々のためによいと考えるがどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 本日は3項目（議会の役割・活動原則、議員の責務・活動原則、会派の結成）を順次協議する予定である。それに先立ち、みんなの党大和から出された15がかなり長文なので、これを条文にした場合のイメージの提出をあらかじめお願いしている。

【山本委員】 事務局に条文案を渡しているので、配付してもらいたい。

【中村副会長】 新政クラブも条文案を事務局に渡しているので、配付してもらいたい。

※事務局から、新政クラブ及びみんなの党大和の条文案を配付。

【山本委員】 4行目に「別に定める」とあるが、その内容が2枚目の議会基本条例施行規則文案である。

【河崎会長】 この条文を読むと政策討論のことが書いてある。「政策形成」の項目に移動してはどうか。

【山本委員】 その項目がよいのかは、何とも言えない。

【河崎会長】 新政クラブの11も政策討論についてである。

【中村副会長】 「政策形成」の項目のほうがよいのであれば、移動して構わない。

【河崎会長】 全体ができた後に改めて検討するが、新政クラブの11とみんなの党大和の15は、「政策形成」の項目で議論することとしたい。その議論の後、「議員の責務、活動原則」の項目に再度移動することもあり得る。

【窪委員】 次の資料配付時に、こういった内容は反映してもらいたい。資料は最新のもので1本化されたい。

（議会の役割・活動原則）

【河崎会長】 既存の議会基本条例をいろいろ読んだが、9に記載の間接民主主義について明記された事例は、あまりなかった。何を条文にしたいかを説明してもらいたい。

【中村副会長】 条文案は「1. 大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される。」
「2. 議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる。」である。他市の条文にはないと思うが、新政クラブとしては、二元代表制であるということは間接民主制であり代表民主制であって、市民から選挙で選ばれた代表者が基本的には市民の意思を行使するというのを、ここで明確に書いておくことが必要である。その上での市民参加であり、まずはしっかりした代表制を堅持したうえでの市民参加という原点を書いておかないと、なし崩し的に二元代表制もおかしくなってしまうのではないか。

憲法前文に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とある。積極的に限られた人間でしっかりとした深い討議をするために間接民主制を採用しているのだという憲法を地方自治にも反映させたいと考え、提案している。

【河崎会長】 全員参加の直接民主主義がベストだが、人口が多く皆が直接意思決定に携わるのが難しいから間接民主制をとっているのではなく、市民を代表する人間がより深い議論をするために代表民主主義をとっているということ、この条文に込めたとい

うことか。

【中村副会長】 そのとおりである。

【山本委員】 なぜ代表民主制なのかという理由が、条文に入ったほうがよいのではないか。

【河崎会長】 市の条例には条文の解釈がホームページに掲載されているが、この条例も説明・解釈をつけることになるだろう。そこに書くこともできる。

この項目では、神奈川ネットも4つ提案している。

【大波委員】 進め方として、本日は9から17までの内容を評価し、よかったものを別の機会に条文化するのか。

【河崎会長】 前回までは本協議会で各項目について議論し、それを踏まえて次の回に、議論の内容を条文化したものを提示するという事で各委員も了解していたが、議論しっぱなしで条文案をつくるのは難しいので、ある程度本日の協議が終わる頃には、このような条文になるというところまで煮詰めたい。

【大波委員】 これも盛り込みたい、あれも盛り込みたいとなると、とても条文が長くなる。

【河崎会長】 それについても精査が必要である。

【大波委員】 正副会長、事務局で、最初から案を示して、それを基に議論する形にしないと、膨大な内容になってしまう。

【中村副会長】 現在提出されている要素案を基にして、あらかじめ案をつくって提示し、修正作業を本協議会でするという事か。

【大波委員】 そのとおりである。

【窪委員】 わざわざ明記しなくても、当然の前提としていることもある。それをわざわざ活字化する必要性があるのかも問われる。基本理念を入れて、あまり事細かに規定しなくてよい。活字化することが目的となり、実態が伴わないことがある。

【河崎会長】 条文案はつくっているので、配付したい。

【大波委員】 案は、個人でなくて何名かで作ってほしい。

【窪委員】 いろんな意見があって、それを条文化するのは確かに難しい面がある。

【山田委員】 基本条例策定にあたり、各会派がいろんな意見を持っている。ここに出ている要素案で、どの内容を条文に入れていくかを本協議会で議論し、それを条文化していく方向でよいのではないか。

【大波委員】 昨日の議会報編集委員会で、紙面刷新についてプロジェクトチームをつくって改革案の原案を3案ほど作り、それを基にいろいろやっていくことになった。この協議会でも各会派からいろいろ案が出ている中で、必要事項を抽出した条文案を何案かつくってはどうか。

【河崎会長】 それをするためにも、まず議論しないと、出ている要素案を汲み取ってプロジェクトチームで条文化してくれと言われても、勝手に取捨選択できない。

【窪委員】 いずれにしても大変な時間がかかる。予定では15回の協議会開催だが、終わるのか疑問である。

※事務局から会長案を配付。

【山田委員】 間接民主主義はごく当然のことであり、議員は市民の負託を受けて代表制でやっていることは基本であり、条文でもよいし、前文に入れてもよい。

新政クラブ案の「直接市民からの意見を聴くことができる」とはどういうことを想定しているのか。

【井上委員】 直接市民から意見を聞くことの例として、陳情が委員会付託されたとき、陳情者ではない行政側に考えを問うことが多い。陳情者がそこに入り、陳情者の思いを委員会で聞くような形がとればよい。そういう意味も含まれる。

【中村副会長】 第1項と第2項は原則と例外の関係である。原則間接民主主義であるので議員が討議して決めるが、例えば特定の問題について、ある地域の話を知りたいといったときに、議員だけで討議し市民の意見を聞かないというのではなく、基本的には議員が責任を持って決めるが、必要に応じて聞くことができるということである。

【山田委員】 代表制の考え方を明快にするためであれば、例えば前文に入れれば例外を書く必要もない。市民の意見を聞くことはとても大事なことで、議員一人一人も聞いてくるし、パブコメもあるし、陳情者が直接来て話をするといった場面もあると思うが、議会基本条例で、代表制で間接民主主義ということ盛り込むのであれば、「直接市民からの意見を聴くことができる」と謳わないほうが、副会長が述べた目的が果たされるのではないか。

【中村副会長】 新政クラブの意図するところは、山田委員の言われることと基本的に同じだと思う。前文に理念を謳うことでもよいと思う。

【窪委員】 議員は市民の代表ではあるが、市民運動が行政の施策を変える場合がある。本市でも下水道管の布設や、焼却灰の埋め立てなどで、市民運動により行政の施策が変わっている。議員は市民の代表であるが、市民がどういう要求を持っているかは事例により変わってくるし、市民意識とギャップが生じる場合があることは念頭に置かなければならない。

【中村副会長】 間接民主主義について基本条例に盛り込むことは、市民の政治活動や運動を否定するものではない。憲法でも政治活動の自由は基本的人権として保障されている。それを地方自治体の条例でどうこうできる問題ではない。本市でも市民活動を推進する条例や住民投票条例など、住民が直接市政にかかわることを保障している条例もある。議会基本条例では、議会においてはあくまでも議員が中心となってやるという当たり前のことを明記するということである。

【河崎会長】 井上委員が述べた陳情者の意見陳述は、「市民参加、説明責任」の項目の24の3つ目に近い。副会長は、ある特定の地域を対象に公聴会を開き、議会として意見を聴くということも述べていた。

進め方は試行錯誤になるが、先ほど配付した、たたき台に意見をもらう方法でやってみたい。「議会の役割」として、議事機関と明記する。「役割」ではなく「権限」としてるところもあるが、「役割」のほうがよりやわらかく一般的である。

「市の意思決定を行う」は、新政クラブ案「大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される」に近い。「監視及び評価」では、長野県飯田市などが行っている行政評価を盛り込んでみたい。「政策立案及び政策提言」「意見書や決議等による意見表明」は一般的に議会の役割とされている。

【中村副会長】 「主権を有する市民を代表して」とあるが、「市民」とは自治基本条例で規定している「市民」か。

【河崎会長】 そこまでは考えていないが、この条文の中で重要な意味を持つか。

【中村副会長】 自治基本条例の「市民」は住民だけでなく、本市で活動するものを幅広く含んでいる。「主権を有する」を外すとよいのではないか。日本国民は日本国の主権者であるが、大和市の住民は大和市の主権者で、主権とはいくつもあるのか。地域主権が地方分権に戻るなどいろいろ動きがあり、主権とは非常に難しい言葉である。

【河崎会長】 「市民を代表して、市の意思決定を行うこと」でどうか。

【窪委員】 座間市の発電所の問題では、座間市の所管事項だが本市議会に陳情が出されたりした。本市行政としても、立地自治体だけでなく周辺自治体も影響を受けるので、意見を言うことはできる。市民のとらえ方は難しい。大和市民以外の方が、本市議会に国政に関する陳情を出すことは現実としてある。

【中村副会長】 新政クラブ案の「市民」はどのようなかとなるが、有権者という意味での大和市民ではないが、このまちで活動する人も含め、このまちで暮らしている人の意思は、議会によって代表されるとみなすという解釈をしている。

【窪委員】 どの範囲の市民が議会に対して請願・陳情を出せるのか、事務局に確認したい。

【議事担当係長】 何人でも出せる。法人も出すことができる。

【窪委員】 法人の代表として権利を主張することもある。行政とのかかわりがあれば、事業者はそれに対し、しかるべき対応をするということになる。

【河崎会長】 「主権を有する」は削除する。

次の項では、これから市も施策評価を行っていくと言っているので、事務評価だけでなく施策評価も入れたほうがよいかと思い（施策）としている。

【窪委員】 施策だけでなく政治的な問題もある。以前、昭和天皇に政治責任があるかと一般質問をした。当初理事者は答えなかったが、その後ちゃんと答えた。市の施策に関係があるかといえませんが、議会はそういうことまでも理事者の見解をたずねることができると考えている。

請願・陳情審査で、本市議会は審査を留めて意思表示しない場合があるが、市民を代表する議員なので、明確な態度表明をすべきである。議員として果たすべき役割を位置づけるべきである。

【河崎会長】 条文にするとどうなるか。

【窪委員】 その案は持っていない。

【山本委員】 評価は、基本計画も含めてということになるか。

【河崎会長】 どういうところまで議決するかを要素案で出している。後の項目で出てくる。

【山本委員】 議決事項でなくとも、一般質問でただしたりすることもある。議会の役割として、そういう計画に対しても監視、評価をするというとらえ方になり、記載すべきとなると思う。

議会の役割の前に、用語の定義を入れないのか。

【河崎会長】 必要があれば入れたほうがよいが、用語の定義を入れている議会基本条例はあまりない。

【赤嶺委員】 議会基本条例で「市民」と記載すると、自治基本条例で規定している「市民」と同じ定義になるのか。

【河崎会長】 自治基本条例は最高規範性を規定しているので、そのようになる。

【赤嶺委員】 自治基本条例の市民について検討しないで、条文に市民と入れるのはどうなのか。

【中村副会長】 自治基本条例の市民ではなく、大和市の住民を指すのであれば、「市民」でなく、「住民」と書くことになる。自治基本条例は最高規範性を規定しており、一般的に「市民」とあれば自治基本条例の「市民」だが、誤解を避けるために本市の条例では、用語の定義で「市民」とは「自治基本条例に規定する市民をいう」と規定しているものもある。

【河崎会長】 自治基本条例の中に住民投票の条文があり、そこでは「市民投票」ではなく「住民投票」としている。

【中村副会長】 あるカテゴリーの人だけに適用しようとするなら、用語をつくって、定義すればよい。

【井上委員】 昨年制定された暴力団排除条例でも、市民の定義は自治基本条例の市民であるという注釈がついていた。現段階ではそれでよく、何か問題が生じれば変えることでよいのではないか。

【河崎会長】 議会の役割は、この状態で仮置きしておく。

議会の活動原則であるが、案文では、公正性・透明性、市民への説明責任、十分な討議、市民参加の拡大、議会改革に継続的に取り組むことを記載している。

【中村副会長】 「市民参加の機会の拡大を図ること」は、新政クラブは間接民主制を堅持することを原則にしているので、拡大にはあまり賛成できない。

【河崎会長】 「市民参加の機会を保障する」ではどうか。

【山本委員】 「適切な機会の拡大を図る」としてはどうか。

【山田委員】 「市民参加の拡大」とはどういうイメージか。神奈川ネットの要素案では、市民参加機能の拡充と提案されている。市民参加は大事なことであるので、「市民参加の推進を図る」ではどうか。

【中村副会長】 山田委員も言われるように、全体としての市民参加ならわかるが、議会の中の市民参加ということだとどうなのか。

【山田委員】 どういったことをイメージしているのか聞きたい。

【河崎会長】 例えば、現在請願・陳情者は、委員会で委員が意見を聞きたい場合に、暫時休憩して意見陳述している。暫時休憩にせず、議事録に残る形とする。井上委員も指摘されたが、陳情していない理事者側に議員が質疑しているのは、甚だ変な感じである。その辺りの参加機会がもっと保障されるべきである。公聴会なども参加機会の拡大になる。市民参加の項目で具体的に議論していくことになるが、議会の役割のところでも入れておきたい。

【中村副会長】 表現は似ているが、会長案と新政クラブ案はかなり違う。新政クラブ案の「議会は、必要に応じて、直接市民から意見を聴くことができる」は、議会が間接民主主義であるので、市民の意思を反映させて責任を持ってやるが、議会がこの部分は、直接市民の話を聞いたほうがよいと判断したときは、その機会を持つとのことで、主体となっているのは議会である。会長案は、市民が議会に参加したいとの意思を持っているならば、議会は保障しなければならないとのことである。

【河崎会長】 議会が必要と考えたときは、市民参加の機会をつくるということか。

【中村副会長】 議会については、そのとおりである。

【山本委員】 市民参加の推進は、市民の意思を議会として市政に反映させることを、より効果的にできるようにする一つの手段として、そういう機会を提供するということだと思う。その機会に言及するよりも、市民の意思を適切に市政に反映することという言い方にしてはどうか。

【河崎会長】 市民の意思を適切に反映するというのは、かなり難しい。

【窪委員】 いろんな問題点を認識している市民の意見を委員会なりで聞くということは大いに保障すべきである。

【河崎会長】 市民参加を推進すること、促進することではどうか。

【大波委員】 それでよい。

【中村副会長】 今までこういう話を聞くと、議会と市民が別があり、議会は市民の声を反映してないから、市民の声を取り入れないと正しく反映できないと聞こえるが、本来、議会と市民はイコールであるべきと考えている。市民が選んだのが議会だから 28 人は 23 万市民を代表しており、28 人が喧々諤々の意見を交わし、納得した合意した意見というのは、23 万人の意見と大して違わない意見でなければおかしいと考えている。

【河崎会長】 市民は市長に対しても、議員に対しても白紙で委任しているわけではない。4 年間やることすべてにいいと言っているわけではない。よって、ある課題が起きるごとに、市民の意見は聞く必要がある。

【中村副会長】 市民の意見を聞くことに反対ではない。ただ、現実問題、全員の意見を聞くことはできない。そうすると結局意見を言ってきた人の意見を聞くことになる。

【山田委員】 議員 28 人は多種多様な方の意見を反映している議員一人一人である。だから皆意見が違う。だから間接民主主義は大事と考える。議員は常日頃から市民の声を聞いてこななければならない。そのうえで議会に参加するし、いろんな政策も提案する。そのことは新政クラブと同じ考えだと思う。

【河崎会長】 副会長は、議会が必要なときは市民の意見を聞くと述べている。

【窪委員】 下水処理場の事例で、議会の大半が行政の提案に賛成であっても、地元の反対で事業内容がひっくり返ったことがあった。会長が述べたように 4 年間白紙委任されているわけではない。住民はそれぞれの事案に対し、いろんな意見がある。

【井上委員】 山田委員と副会長の意見はイコールだと思う。原則として議会がしっかりする。議員は常日頃から市民の意見を聞いて、そのうえで議会が機能すれば、市民の意見を吸い上げて反映していることになる。

【中村副会長】 本来議員が市民と話し合っ、ちゃんと意見を聞いて、それを吸い上げたうえで議論しなければならないのに、安易に皆に来てもらって話を聞けばいいではないか、ということにならないかと懸念する。私がやりたかったわけではなく、市民の皆さんがやれというから賛成したといった、政治家の言い訳に市民参加が使われやすいので、気をつけないといけない。

【河崎会長】 それでは「市民参加を推進すること」でよいか。

【窪委員】 常に市民の要求を踏まえてということで、基本的によいのではないか。

【井上委員】 どこまで当たり前のことを書くか。「市民参加を推進」という書き方でなければ、「常日頃から議員は市民の意見を吸い上げ、常にその意思を反映させるものとする」という書き方になるが、それは当たり前の話で、どこまで条文化するのか難しい。

【窪委員】 市民が必ずしも正しい認識をしているとは限らない。市民に対して議員が

説得する場合がある。市民の意見を聞きながら、市民が正しく認識するために情報提供しながら共有していくということもある。一概に決めつけられない。

【河崎会長】 副会長が述べたとおり、きちんとしたものを持って臨まないと、3者3様の意見を言われたら判断がつかなくなる。十分な情報と公正性も踏まえながら、市民の意見も聞きながら判断をしていくということである。

【窪委員】 市の職員が多いのではと日常的に言われる。そのときは皆のために大事な仕事をやっていると言っていると反論しなければならない。行政の仕事が多岐に渡ることは一般には見えない。

【中村副会長】 「市民参加を推進すること」と条文でいきなり出てくると、言葉が一人歩きする。市民参加を推進するのだから、常任委員会でも意見を言ってもらおうとか、さらには討議に参加してもらおうと、なし崩し的に間接民主制が崩されていくことが心配である。

【赤嶺委員】 審査の場に市民がいるから間接民主主義がどうこうという話ではない。議決するのは議員である。判断材料として意見が必要であり、最終的な判断は選挙で選ばれた議員が行うことが重要である。

【中村副会長】 大きな話題が出て、議員は冷静に判断しなければならないのに、賛成反対の片方の立場の人たちが大勢やってきて、いろいろ発言が出る中で、本当に意見を聞きながら、かつ、正しい判断をしていくことは、意外に大変なことである。議決をするのが議員だから間接民主主義というのはそのとおりだが、なぜ限られた人数で会議をしているのかは、ある程度落ち着いて、冷静に、静かな環境の中で、しっかり話し合いができるからである。ほとんどすべての役員会もそうになっている。議会も特殊な会議ではない。過度に門戸を広げて、大勢来てもらって、結論を出すのは議員だから好きな意見を言ってもらってよいというものではないと考える。

【赤嶺委員】 会議のルールの話である。ルールを明確にして議事を円滑に進めるということはある。

【大波委員】 必要なときだけ拡大すればよいので、すべてが拡大されるわけではない。

【山本委員】 市民参加とはどういうことかを条例で規定して、ルールを定めるものではないのか。

【河崎会長】 先日、議会基本条例のシンポジウムで、法政大学の廣瀬先生から、議会の静かなる危機として、休日・夜間議会をやっても傍聴が来ない。結局職員の時間外手当等が膨大になってくるので廃止する。それほど市民から見捨てられつつあるとの話があった。機会を拡大しても残念ながら来ない。

【中村副会長】 来ないから見捨てられているわけではない。市民は、参加して自分たちがいろんなことをやりたいかということ、必ずしもそうではない。例えばレストランで厨房に入り、材料にも逐一注文を出し、そのとおりに作られた料理がおいしくなかった、おいしくなかったと言ったら、言われたとおりにつくったからおいしくないとと言われることは望んでいない。市民が来ないのは議会を見捨てているからなのか、現状で満足しているからなのか、一概にはわからないし、本来は議員が市民の意見をしっかり吸収し、皆が安心して、傍聴に行かなくても議員はちゃんとやってくれているというのが、一番理想である。

【河崎会長】 では、市民が議員の定数減や報酬減の話題になると、すごく盛り上がる

のはなぜか。議員はいらなないと思っているのではないのか。

【大波委員】 市民が本当に切望していることをやってくれないということがあり、議会、市長は当てにならないと投票率が低くなっている。議員、市長が考えることが一体で、これだと市民が理解しにくい状況になっていることが問題である。市民と議員が一体となれるような状況をいかにつくり上げるかである。必要なときに必要な市民の意見が反映される場を保障することが必要である。

【山田委員】 機会の拡大だと状況、イメージが限定されるので、それは削るが、市民参加自体に反対する理由はないので、理念として市民参加の推進をこの条の中に入れることはよいのではないか。

【河崎会長】 委員会のインターネット中継が代表者会で合意されているが、これも市民参加を推進する道具の一つである。

【井上委員】 新政クラブ提案の「必要に応じて」との一文はないほうがよいのか。

【河崎会長】 「必要に応じて市民参加を推進する」だと、いやいやながらという感じになってしまう。

【中村副会長】 いろいろ議論を重ねたうえで、やはり新政クラブの主張は、間接民主主義だから基本的には議員が責任を持ってやり、陳情も含めここは直接市民の話を聞かないと、という件については、議会がしっかりと市民の意見を聞くことを明記しており、提案した条文のとおりである。会長の述べていることと似てはいるが違う。

【河崎会長】 市民参加の条文を「議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる」に変えるということか。これは議会の活動原則か。

【中村副会長】 現状この項目に分類されているので、今議論しているが、話し合いの中で妥当な項目に収まってくればよい。市民が議会に関心がなくなったから、市民参加を広げれば市民の関心がふえるのではないかという考え方が一つにはある。新政クラブはそうではなく、議会がちゃんとやることを市民に見せることによって議会が信用を高め、議会への関心が高まると考えている。議会がちゃんとやり、白紙委任ではないから、きちんと意見交換をしながらそれを吸収し、それを持って議論して、それでもまだ必要であれば、意見を聞くことはもちろんある。

【大波委員】 必要に応じて、直接市民から意見を聴くと書かなくても、議員は市民の代表であり、市民の意見を聞くのは当たり前のことである。

【中村副会長】 議員個々はそのとおりであるが、この条文は議会として、ということである。公聴会や陳情者の意見陳述など、個人ではなく議会として聞くということであり、ニュアンスが違う。

【井上委員】 現在の陳情は、紙に文章が書いてあるだけで、議論をする材料が乏しい。それよりも陳情者が来て、そこで意見を聴くことにより議員の判断材料が深まる。

【河崎会長】 議会の活動原則とはちょっと違う。

【山田委員】 この条文に入れ込むと、新政クラブが言われている趣旨と逆の方向になってしまう。

【中村副会長】 条文だけの話でなく、会長案と新政クラブ案は条文では被っている部分があるが、根本となっている考え方が違う。

【窪委員】 会長、副会長の述べていることは、両方ともそうあるべきと考える。

【河崎会長】 本日のところは、両論併記とする。

【大波委員】 「必要に応じて、直接市民から意見を聴く」ではなく、「意見を聴く場を保障する（体制を確立する）」という形はどうか。

【河崎会長】 公聴会のイメージであるが、副会長はあくまでも議会側の必要に応じてということである。一旦両論併記とする。

（議員の責務・活動原則、会派の形成）

【河崎会長】 議員登庁日の設定という要素案が挙げられているが、これはこの項目に入るのか。政治倫理や議員倫理規定の整備が要素案で挙げられているが、どの程度のことを想定しているのか。倫理規程を設けているところは、過去に不祥事や汚職があった議会が多い。

【古谷田委員】 大和クラブ提案の政治倫理は、細かく規定するのではなく、政治家として、議会基本条例を制定するにあたり、議員の資質を明記しておきたい。

【河崎会長】 公職にある者として、自己研鑽に励むものとするという程度か。

【古谷田委員】 市民の模範としてといった一文を入れたい。公正・誠実といった議員として志すものを入れたい。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとの提案は、他市でも倫理規程を整備しているところもあり、具体的な内容は皆とつくっていきたいが、イメージとしては、市民の信託を得た議員として、その責任を負って、規律を持って、という内容である。

問題を起こした議員がいた場合に対応するルールが本市議会にはないので、そういったことを規定することも考えている。自己研鑽に励むという文言は、ここでは考えていない。規制的なものがあったとしてもよい。

【中村副会長】 赤嶺委員が後段で述べた規制的なものは、地方自治法に規定があるのではないか。

【議事担当係長】 議会内のことについては、懲罰規定はある。罪に問われた場合は、失職することもある。

【中村副会長】 段階に応じて、一番重いと除名と規定されていると記憶している。

【議事担当係長】 議会活動の中で行ったことへの懲罰規定であり、懲罰委員会を設けて、一番重いと除名になる。

【河崎会長】 会議規則に記載があるのか。

【議事担当係長】 地方自治法と会議規則に規定されている。

【中村副会長】 地方自治法に会議規則で定めると規定されているのではなかったか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【窪委員】 そういう問題に関しても、議員がどのように運用するかである。

最近でも佐賀県の市会議員の議会での発言が、懲罰の対象となった。そういうことは常識で、28人の議員が議会をどう運用するかである。誰が見てもおかしいことを罰則の対象にすると書いたら、むしろ物笑いになる。議員として常に自己研鑽し、高い水準を目指さなければならないといった規定になるのではないか。

【赤嶺委員】 改めて資料を次回にでも用意する。

議員登庁日は非常に重要だと考えている。そもそもこの前提があって、それから議員間討議などに係ってくるのではないか。議会として活動するためには議員が集まらなければならない。どこに集まるかと言えば、ここだと思う。前もって登庁日がはっきりし

ていれば、討議時間をつくったり、各会派を行き来したりできる。

【河崎会長】 通年議会になり、頻繁に全員協議会等が設定されれば、かなり登庁日がふえる。

【赤嶺委員】 現状そうではない。

【河崎会長】 あらかじめ登庁日を決めるのではなく、こういう項目を決めたら、結果的に登庁日がふえていくという考え方でも構わないか。

【赤嶺委員】 議会基本条例検討協議会があるから登庁するという感覚か。

【河崎会長】 通年議会にしたり、議長に招集権を与えたりとか、そういうことがきちんと整備されれば、おのずと登庁日がふえて、議員間討議が促進されるという考え方によいか。

【赤嶺委員】 集まることが前提であるので、例えば通年議会で集まっているのが当たり前の状態が続いているのであれば、登庁日の設定は必要ない。

【河崎会長】 結果として登庁日がふえて、議員同士の討議が進むイメージか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【窪委員】 問題は集まって何をやるかである。議員 28 人の登庁日を決めて、何をやるのか。やるとすれば、会長が述べたような形になるのではないか。

【大波委員】 通年議会と言う人がよくいるが、会議をやるにしても職員をきちんと配置して、議事録をとってくれとなると、通年議会だからと職員を縛る形にはできないと思う。この問題に対して何月何日にやると設定するならいいが、何をやるのかわからないのに、議員間討論をするために集まることには反対である。議員は市民のいろいろな意見を聞いたり、団体の活動をしたり、かなり忙しい。

【河崎会長】 もう少し皆で研究をしたり、政策の勉強をしたりする機会をふやすことを目的に登庁日をふやすという意図でよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 月にどのくらいの登庁日を考えているのか。

【赤嶺委員】 議会がない月は、最低でも月 1 回である。

【井上委員】 新政クラブは、市側からの情報提供を F A X やメールでもらっているが、その内容の説明を受ける機会を月 1 回ぐらい設けてもよいのではないかと考えている。

【河崎会長】 代表者会でも、月 1 回ぐらいは、全協を開催し、市から情報提供を受けたり、自分が所属している審議会の決定事項を皆に伝えたりといったことをやると合意したと認識している。

【窪委員】 日本共産党も、各常任委員会は、休会中にあっても必要に応じて委員会として情報収集と研修を行うことを提案している。そのことが結果として登庁日の義務づけになる。

【河崎会長】 全協の招集権限は議長か。

【事務局長】 議長である。

【河崎会長】 議長がテーマを決めて招集すれば、皆月 1 回ぐらいは来ることになる。

【事務局長】 今のルールでは前段で代表者会を開催し、代表者の合意を得られた後に議長が招集している。

【河崎会長】 議員の活動原則と会派の形成の部分の条文案を配付する。

※事務局から会長案を配付。

【窪委員】 茅ヶ崎市議会は会派に所属しないと予算審査も決算審査もできない。議員の権利を会派に所属しないから排除するのはとんでもない話である。会派を規定するときには、議員の基本的な権限は極力保障するというようにしないと、制約を加えることになりかねない。

【河崎会長】 案文では、「会派に属さないことで不利益をこうむることがないよう努めるものとする」としている。

【中村副会長】 努力規定なのか。

【河崎会長】 「ないようにする」では変なので「ないように努めるものとする」とした。

【山田委員】 公明党は、議会基本条例に何でもかんでも当たり前のことを入れるのはどうかと考えている。会派について、あえて謳う必要はないのではないか。

【河崎会長】 複数の市民から会派はおかしいという意見をもらっている。そういったことと会派に属さない議員の保障の必要性から提案している。

【大波委員】 議会基本条例に会派という文言がないと、他の諸規程に影響するのではないか。

【窪委員】 会派に所属していなくても不利益を受けないようにする。本市議会でも政務調査費について代表者会で話し合われ、会派に所属しない議員にも支給されることとなった。会派の結成は自由だが、仮に会派に属さなくても不利益を受けないように規定してよいのではないか。

【中村副会長】 事務局に確認するが、現在の会派は何を根拠につくられているのか。

【議事担当係長】 大和市議会会派及び代表者会に関する規程である。第2条で「会派の結成には、2人以上の所属議員がなければならない」と規定されている。

【中村副会長】 すでに規程の中で会派について言及されているので、条例で謳うと、同じことを2度規定することにならないか。目的が違うのか。

【河崎会長】 同規程では、会派とは何かについては書かれていない。

本日はここまでとする。条文化した部分について会派に持ち帰り、意見をまとめてきてもらいたい。次回は18から40までとなる。何かたたき台があった方がよいか。

【山本委員】 少なくとも要素案を出した会派が条文案を持っているほうがやりやすい。

【河崎会長】 正副会長で進め方については協議する。

3. その他

【河崎会長】 その他として、何かあるか。

【赤嶺委員】 本協議会は市民の参加を認めているが、資料が配付ではなく貸し出しになっているとのことである。配付したほうがよいのではないか。

【河崎会長】 事務局から説明する。

【議事担当係長】 傍聴いただいた方からのご要望もあり、会長とも協議した結果、複数回に渡って使用するような資料を除き、配付する対応とさせていただきます。

【河崎会長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 本市の審議会等は資料を返却しなければならない。先日、県の委員会を傍聴したら、すべて配付された。まず、議会の側からそういうところも変えていきたい。ただ、今のところ本協議会に限り、そのような対応としたい。

午後3時14分 閉会